集団的消費者被害救済制度専門調査会 審議経過

回数	日時	議題
第1回	平成22年10月28日(木) 10:00-12:00	集団的消費者被害救済制度専門調査会の進め方についてこれまでの集団的消費者被害救済制度の検討等について
第2回	平成22年11月15日(月) 9:30-12:30	● 集団的消費者被害の実態について● 集団的消費者被害救済制度研究会において示された手続モデル案について①
第3回	平成 22 年 12 月 2 日(木) 16:00-19:00	● 集団的消費者被害救済制度研究会において示され た手続モデル案について②
第4回	平成22年12月16日(木) 16:00-19:00	● 訴訟手続に係る論点について①(一段階目の判決において確認を求める事項、手 続追行主体、一段階目の判決の効力)
第5回	平成 23 年 1 月 6 日 (木) 16:00-19:00	訴訟手続に係る論点について②(対象事案ないし手続追行要件、共通争点とすべき事項等)
第6回	平成 23 年 1 月 27 日(木) 15:30-18:30	 ● 訴訟手続に係る論点について③ (通知・公告の在り方等)
第7回	平成23年2月17日(木)9:30-12:30	● 訴訟手続に係る論点について④ (個別争点を効率的に処理するための方策等)
第8回	平成 23 年 3 月 3 日 (木) 14:00-17:00	● 訴訟手続に係る論点について⑤ (和解の規律その他の訴訟手続に関する論点等)
第9回	平成 23 年 3 月 31 日(木) 14:00-17:00	● 訴訟手続に係る論点について⑥
_	平成 23 年 4 月 22 日(金)	消費者委員会への中間的報告

回数	日時	議題
第 10 回	平成 23 年 5 月 27 日(金) 9:30-12:30	● 論点整理① (手続モデル、手続追行主体、手続追行要件ない し対象事案)
第11回	平成23年6月16日(木)9:30-12:30	● 論点整理②(一段階目の手続関係)
第 12 回	平成 23 年 7 月 7 日 (木) 9:30-12:30	● 論点整理③(二段階目の手続関係)
第13回	平成 23 年 7 月 22 日(金) 9:30-12:30	● 論点整理④ (その他の論点)
第 14 回	平成 23 年 8 月 4 日 (木) 10:00-12:00	● 取りまとめ①
第 15 回	平成 23 年 8 月 19 日(金) 14:00-16:00	● 取りまとめ②

集団的消費者被害救済制度専門調査会 委員名簿(1)(平成23年8月現在)

(五十音順)

(座長)

(座長代理)

	氏名	現職
1	伊藤 眞	早稲田大学大学院法務研究科客員教授
2	三木 浩一	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
3	磯辺 浩一	特定非営利活動法人 消費者機構日本 専務理事
4	大河内 美保	主婦連合会 参与
5	大髙 友一	弁護士
6	沖野 眞已	東京大学大学院法学政治学研究科教授
7	窪田 充見	神戸大学大学院法学研究科教授
8	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
9	後藤 準 (2)	全国商工会連合会 常務理事
10	中村美華	株式会社セブン&アイ·ホールディングス 法務部 グループ法務 シニアオフィサー
11	三木 澄子	消費生活専門相談員
12	山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授

以上 12名

- 消費者委員会より担当委員として池田委員、下谷内委員、山口委員が出席し、関係機関よ (1)り法務省民事局、消費者庁、最高裁判所事務総局民事局、国民生活センターが出席して いる。
- (2) 第10回より。第9回までは桑原元 全国商工会連合会 常務理事

(参考1)

司法制度改革推進計画(抄)(平成14年3月19日閣議決定)

- 第1 民事司法制度の改革
 - 7.裁判所へのアクセス拡充
 - (4)被害救済の実効化
 - イ. 少額多数被害への対応

いわゆる団体訴権の導入、導入する場合の適格団体の決め方等について、法分野ごとに、個別の実体法において、その法律の目的やその法律が保護しようとしている権利、利益等を考慮した検討を行う(内閣府、公正取引委員会、経済産業省)

H18 消費者契約法改正 (消費者団体訴訟制度の導入)

(衆議院)内閣委員会(平成18年4月28日) 消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

三 消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等 を請求する制度について、司法アクセスの改善手法の展開を踏まえつつ、そ の必要性等を検討すること。また、特定商取引法、独占禁止法、景品表示法 等の消費者関連諸法についても、消費者団体訴訟制度の導入について検討を 進めること。

(参議院)内閣委員会(平成 18 年 5 月 30 日) 消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

八 消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等 を請求する制度について、司法アクセスの改善手法の展開や犯罪収益剥奪・ 不当利益返還の仕組みの検討を踏まえつつ、その必要性等を検討すること。 また、特定商取引法、独占禁止法、景品表示法等の消費者関連諸法について も、消費者団体訴訟制度の導入について検討を進めること。

H20 消費者契約法改正 (消費者団体訴訟制度の対象拡大)

(衆議院)内閣委員会(平成20年4月11日) 消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

二 消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等 を請求する制度の導入について、引き続き検討すること。

(参議院)内閣委員会(平成20年4月24日) 消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

二 消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等 を請求する制度の導入について、引き続き検討すること。

(参考2)

消費者庁及び消費者委員会設置法(平成21年6月5日法律第48号)

消費者庁及び消費者委員会設置法附則

6 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

衆議院 消費者問題に関する特別委員会附帯決議(平成21年4月16日) 消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 案及び消費者安全法案に対する附帯決議

二十三 消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会の意見を十分に尊重し、所要の措置を講ずるものとする。

参議院 消費者問題に関する特別委員会附帯決議(平成 21 年 5 月 28 日) 消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律 案及び消費者安全法案に対する附帯決議

- 三十一 加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者 に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度の検討に当たっては、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度等の活用を含めた幅広い検討を行うこと。
- 三十三 消費者庁関連三法の附則各項に規定された見直しに関する検討に際しては、消費者委員会による実質的な審議結果を踏まえた意見を十分に尊重し、 所要の措置をこうずるものとすること。

(参考3)

消費者基本計画(抄)

(平成22年3月30日閣議決定、平成23年7月8日一部改定)

施策 番号	具体的施策	担当省庁 等	実施時期
110	加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する 制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた 者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済す るための制度について、いわゆる父権訴訟、 適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制 度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を 加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必 要な措置を講じます。	清費者庁 法務省	平成 23 年夏を目途に 制度の詳細を含めた 結論を得た上、平成 24 年常会への法案提出 を目指します。

(参考4)

消費者委員会 集団的消費者被害救済制度専門調査会 設置・運営規程

平成22年8月6日 消費者委員会決定

(総則)

第1条 消費者委員会(以下、「委員会」という。)の集団的消費者被害救済制度専門調査会の設置、所掌事務、議事録の作成及び会議等については、この規程の定めるところによる。

(専門調査会の設置)

- 第2条 委員会に集団的消費者被害救済制度専門調査会(以下「専門調査会」 という。)を置く。
- 2 専門調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 3 専門調査会には座長を置き、専門調査会に属する構成員から委員長が指名し、座長は、専門調査会の事務を掌理する。
- 4 座長に事故があるときは、専門調査会に属する構成員のうちから座長があるかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(専門調査会の所掌)

- 第3条 専門調査会は 以下に掲げる事項について、委員会の求めに応じて、 調査審議する。
 - (1)集団的な消費者被害の救済に関する制度の在り方
 - (2) そのほか(1) に関連する重要事項

(調査会の設置)

- 第4条 座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て専門調査会に調査会を 置くことができる。
- 2 調査会は、専門調査会が行う調査審議に関し、必要な専門的事項を調査審議し又は検討する。
- 3 調査会に属すべき構成員は、委員長が委員、臨時委員及び専門委員のうちから指名する。
- 4 調査会には座長を置き、当該調査会に属する構成員から委員長が指名し、 座長は、当該調査会の事務を掌理する。
- 5 調査会の座長に事故があるときは、当該調査会に属する構成員のうちから調査会の座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事録の作成)

- 第5条 専門調査会の議事については 次の事項を記載した議事録を作成する。
 - 一 会議の日時及び場所

- 二 出席した構成員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果

(審議の公開)

- 第6条 専門調査会の開催予定に関する日時・開催場所等については、公開 する。
- 2 専門調査会は、会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべき事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、専門 調査会はその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

(専門調査会の会議)

- 第7条 座長(座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。) は、専門調査会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 専門調査会に属さない委員は、あらかじめ座長に届け出ることにより、 専門調査会に出席することができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門調査会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

(準用)

第9条 第5条から前条までの規定は、調査会について準用する。この場合 において、これらの規定中「専門調査会」とあるのは「調査会」と読み替 えるものとする。

附則

この規程は、平成22年8月6日から施行する。

(参考5)

集団的消費者被害救済制度専門調査会の進め方について

平成 22 年 10 月 消費者委員会

1. 趣旨

本専門調査会は、集団的消費者被害救済制度に関する事項について、消費者 委員会の求めに応じて、調査審議する。

消費者庁及び消費者委員会設置法附則第6項においては、同法の施行後3年を目途として、「加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるもの」とされている。

また、「消費者基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)においては、集団 的消費者被害救済制度について、「平成22年夏を目途に論点の整理を行い、平 成23年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得る」とされているところ、平 成22年9月、消費者庁において、集団的消費者被害救済制度研究会の報告書 が取りまとめられ、公表された。

これらを踏まえて、本専門調査会としては、主に以下の事項を中心として調査審議を進める。

2. 主な審議事項

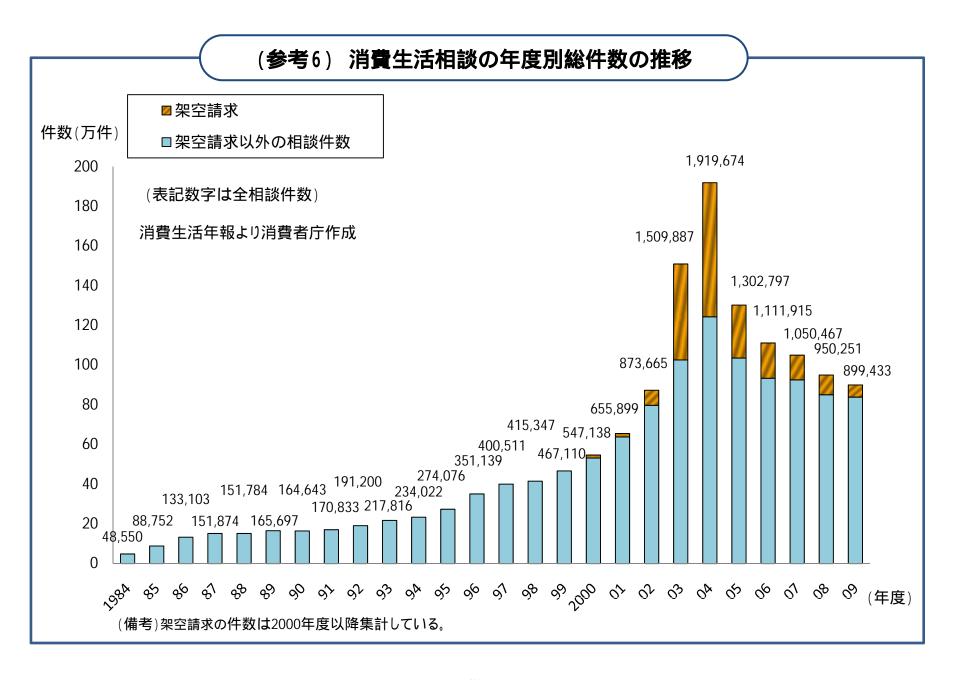
- (1)集合訴訟制度について
 - ・ 集団的消費者被害の実態及び制度の対象となる消費者被害について
 - ・ 集団的消費者被害救済制度研究会報告書において示された集合訴訟 手続モデル案について
 - ・ 手続追行主体と判決効について
 - ・ 通知・公告の在り方等について
 - ・ 和解、訴えの取下げ等に関する規律について
 - ・ 訴訟手続に係る個別論点全般について
 - ・ その他、制度に関する問題全般について
- (2) その他(1)に関連する重要事項

3.スケジュール

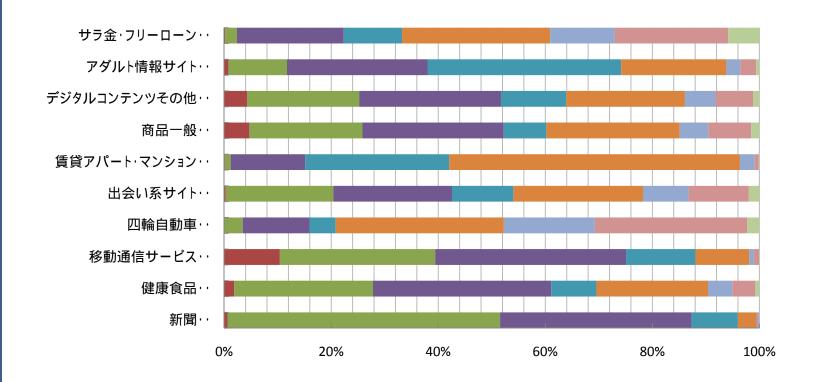
第1回 内閣府及び消費者庁における研究会の報告書及び今後の運営について、その他フリーディスカッション

第2回以降 集団的な消費者被害の救済に関する制度の在り方について 平成23年夏を目途にとりまとめを行う。

以上



(参考7) 2009年度商品·役務別既払金額分布



■1,000円未満 ■1万円未満 ■5万円未満 ■10万円未満 ■50万円未満 ■100万円未満 ■500万円未満 ■1億円未満 ■1億円以上

(備考)上記グラフの順位は、相談総件数に基づくものであり、「年度別相談件数内訳(取引)」とは異なる。 各割合は、相談件数合計から無回答及び0円を除いて算出している。 2009年度より集計方法(PIO-NETにおける商品・役務分類)が変更されているため、2008年度以前と2009年度以降の 時系列での比較はできない。

(参考8) 2009年度の上位商品・役務別にみた相談の特徴

順位	商品·役務等	件数	性別	男女別の傾 件数 ^ュ	向 平均年齢	契約当事者の特徴	平均契約金額(円) 平均既支払金額(円)	主な販売購入形態((%)	過去5年間の件数の推移 '05 '06 '07 '08 '09
1	サラ金・フリー	92,815	男性	57, 212	46. 2	30~60歳代	2, 935, 357	店舗購入	(67.0)	126248
_	ューン	72,013	女性	33, 661	47.5	給与生活者	630, 233	通信販売	(6.9)	92815
2	アダルト情報サ	55,092	男性	39, 903	36. 3	20~50歳代	101, 061	通信販売	(98.7)	(220)
	イト		女性	14, 597	30.5	給与生活者	8,938	店舗購入	(0.2)	(注3)
3	デジタルコンテ	51,389	男性	23, 705	38. 2	30~40歳代	224, 444	通信販売	(94.9)	(3÷0)
	ンツその他		女性	26, 957	00.0	給与生活者	59, 322	店舗購入	(0.7)	
4	商品一般	45,571		15, 033	52.6	30歳以上の各年代、女性中心	988, 840	通信販売	(32.0)	
			女性	28, 792	54.0	家事従事者、給与生活者	96, 024	店舗購入	(8.6)	
5	賃貸アパート・ マンション	39,205		19, 311	00. 1	20~50歳代	254, 806	店舗購入	(84.7)	
	, , , , , ,		女性	18, 659	00.0	給与生活者	142, 991	通信販売	(0.6)	31907
6	出会い系サイト	33,389		18, 227	01. 3	20~40歳代	350, 898	通信販売	(98.3)	(注3)
			女性	14, 879	01.0	給与生活者 20~60歳代、男性中心	206, 582	店舗購入	(0.4)	
7	四輪自動車	15,707	男性 女性	10, 836	11. 1	給与生活者	1, 482, 132	店舗購入通信販売	(7.2)	
	70 E 17 E 11		男性	4, 437	11.2	20~60歳代	693, 203	店舗購入	(67.9)	13213
8	移動通信サービ ス	13,719	女性	7, 503	10. 2	給与生活者	107, 448	通信販売	(18.9)	(注3)
			男性	5, 810	11. 1	40~70歳代、女性中心	23, 018	通信販売	(29.8)	
9	健康食品	13,123	女性	3, 599	50.5	家事従事者、無職	216, 230	マルチ取引	(27.0)	
			男性	9, 197 4, 793	59. 1 54. 1	30歳以上の各年代	166, 830 41, 213	訪問販売	(84.5)	
10	新聞	12,296	女性	6, 837	58. 1	家事従事者、無職、給与生活者	6, 736	店舗購入	(3.4)	
			男性	5, 461		40~70歳代	5, 053, 034	店舗購入	(28.3)	
11	生命保険	11,368	女性	5, 627	58. 9	家事従事者、無職、給与生活者	4, 020, 640	訪問販売	(27.5)	(注3)
	エステティック		男性	376		20~30歳代、女性中心	344, 512	店舗購入	(90.7)	
12	エスアアイック サービス	10,494	女性	10, 046	00. 1	給与生活者	178, 010	訪問販売	(5.1)	10494
			男性	4, 665		30歳以上の各年代	207, 620	店舗購入	(55.5)	10434 г
13	修理サービス	10,434	女性	5, 420		給与生活者、家事従事者、無職	84, 343	訪問販売	(24.9)	8542
	44.34.31	0.425	男性	4, 770		30歳以上の各年代	54, 076	訪問販売	(39.7)	
14	放送サービス 9,43		女性	4, 310		給与生活者、家事従事者、無職	12, 664	店舗購入	(12.9)	(注3)
15	インターネット	0.040	男性	4, 891		20歳以上の各年代	73, 355	電話勧誘販売	(29.8)	
15	接続回線 8,948		女性	3, 796	45.6	給与生活者、家事従事者	20, 751	通信販売	(23.7)	(注3)
16	分譲マンション	8,426	男性	6, 150	43. 2	30~50歳代、男性中心	26, 432, 427	電話勧誘販売	(37.8)	8426
10	力酸・ククョン	0,420	女性	1, 997	47.0	給与生活者	4, 438, 669	店舗購入	(31.4)	6266
17	ふとん類	7,895	男性	1,633	02.0	50歳以上、女性中心	414, 939	訪問販売	(64.4)	14645
1.	2 C / V 7X	1,073	女性	6, 130	65.0	家事従事者、無職	194, 320	店舗購入	(11.1)	7895
18	化粧品	7,812	男性	961	42.2	20~60歳代、女性中心	152, 508	通信販売	(35.4)	9975
		7,012	女性	6, 703	47.3	給与生活者、家事従事者	84, 037	マルチ取引	(24.2)	7812
19	クリーニング	7,626	男性	1,617	45.0	30~50歳代、女性中心	16, 305	店舗購入	(91.8)	
		, -	女性	5, 867	48.2	家事従事者、給与生活者	8, 427	訪問販売	(4.3)	7626
20	株	7,513	男性	4, 048	00.0	60~70歳代	5, 113, 068	電話勧誘販売	(51.0)	
			女性	3, 338		無職、家事従事者	4, 533, 310	訪問販売	(11.6)	
21	携帯電話	7,065	男性	3, 812	10	30~50歳代	77, 990	店舗購入	(84.3)	(2+ 0)
			女性	3, 081	11.0	給与生活者	38, 684	通信販売	(7.0)	
22	アクセサリー	6,488	男性	1, 737	33.8	20~60歳代、女性中心	622, 735	店舗購入	(37.8)	
			女性	4,662	47.3	給与生活者、家事従事者	278, 231	訪問販売	(27.1)	
23	その他金融関連 サービス	6,401		3, 284	51.0	30歳以上の各年代	994, 535	店舗購入	(44.5)	
	, 2,,		女性	2, 978	01.0	給与生活者、家事従事者	592, 370	通信販売	(11.5)	
24	宝くじ	6,052	男性	4, 115	00.1	60歳以上、男性中心	6, 827, 381	通信販売	(93.5)	
			女性	1,776	02.0	無職、家事従事者	149, 699	店舗購入	(0.9)	
25	リースサービス	ビス 6,008		2, 118	00.0	40歳以上、男性中心	1, 261, 533		(64.8)	•
	(注1)データ <i>は</i> 20		女性	958	00.0	自営・自由業		店舗購入	(9.4)	37/0 "

⁽注1)データは2010年5月末日までの登録分。「他の相談」に属する項目は集計対象から除いている。 (注2)「訪問販売」には、「家庭訪販」、「アポイントメントセールス」、「SF商法」、「キャッチセールス」などが含まれる。

主な相談内容等 (相談内容は複数回答項目である)	相談の特徴等
①多重債務、②金利・利息、③自己破産、④クレジットカード、⑤高価格・料金、⑥返金、⑦不当請求@、⑧信用性、⑨法律違反、⑩保証人	多重債務、利息の過払いに関する相談が多い。
①インターネット通販、②ポルノ・風俗、③ワンクリック請求、④不当請求@、⑤高価格・料金、⑥無料商法、⑦強引、⑧未成年者契約、⑨架空請求、⑩無断契約	サイトの画面をクリックしただけで登録され料金を請求されたというものや、無料 と思ってサイトに登録したところ高額な請求を受けたという相談が多い。
①インターネット通販、②架空請求、③不当請求@、④強引、⑤無断契約、⑥高価格・料金、⑦プライバシー、⑧ワンクリック請求、⑨迷惑メール、⑩無料商法	身に覚えのないサイト利用料を請求されたといった相談が多い。
①架空請求、②不当請求@、③強引、④無断契約、⑤信用性、⑥プライバシー、⑦債権 回収業者、⑧電話勧誘、⑨虚偽説明、⑩身分詐称	身に覚えがなく債権の内容も不明な請求に関する相談が多い。
①保証金等、②解約@、③修理代、④返金、⑤契約書・書面@、⑥高価格・料金、⑦不当請求@、⑧説明不足、⑨クレーム処理、⑩契約更新	敷金の返還や現状回復等、退去時のトラブルが目立つ。
①インターネット通販、②不当請求@、③ポルノ・風俗、④高価格・料金、⑤無料商 法、⑥架空請求、⑦ワンクリック請求、⑧強引、⑨プライバシー、⑩解約@	無料と思ってサイトを利用したところ高額な請求を受けたというものや、身に覚え のないサイト利用料を請求されたという相談が多い。
①解約@、②クレーム処理、③新車、④説明不足、⑤解約料、⑥約束不履行、⑦返金、 ⑧契約書・書面@、⑨早期故障、⑩補償	乗用車を購入した後のクレームへの対応などに関する相談が目立つ。
①解約@、②高価格・料金、③説明不足、④クレーム処理、⑤不当請求@、⑥解約料、⑦他の接客対応、⑧価格・料金@、⑨契約変更、⑩契約書・書面@	携帯電話サービスの利用料金、説明不足、解約に関するトラブルが多い。
①解約@、②電話勧誘、③サイドビジネス商法、④信用性、⑤高価格・料金、⑥返金、⑦効能・効果、⑧クーリングオフ@、⑨薬効うたう、⑩強引	マルチ取引やサイドビジネス商法など販売方法に関するトラブルや、電話勧誘を受けたという相談が目立つ。
①家庭訪販、②解約@、③景品付販売、④強引、⑤クーリングオフ@、⑥契約書・書面 @、⑦無断契約、⑧長期契約、⑨判断不十分者契約、⑩クレーム処理	家庭訪販による強引な勧誘などの販売方法に関するトラブルが多い。
①説明不足、②解約@、③家庭訪販、④契約書・書面@、⑤クレーム処理、⑥返金、⑦契約変更、⑧他の接客対応、⑨信用性、⑩約束不履行	保健会社の説明不足や解約、クレームへの対応などに関する相談が目立つ。
①解約@、②返金、③倒産、④クーリングオフ@、⑤約束不履行、⑥連絡不能、⑦高価格・料金、⑧痩身、⑨強引、⑩無料商法	倒産に関連した解約や返金に関する相談や事業者と連絡がとれないといった相談が 目立つ。
①修理代、②高価格・料金、③家庭訪販、④説明不足、⑤クレーム処理、⑥機能故障、 ⑦見積り、③補償、⑨解約@、⑩約束不履行	自動車や携帯電話機などの修理に関する相談が多い。
①解約@、②家庭訪販、③説明不足、④地デジ関連、⑤強引、⑥電話勧誘、⑦無料商法、⑧クレーム処理、⑨価格・料金@、⑩契約書・書面@	家庭訪販や地上デジタル放送関連などのテレビ放送サービスに関する相談やケーブ ルテレビに関する相談が目立つ。
①解約@、②電話勧誘、③説明不足、④クレーム処理、⑤家庭訪販、⑥強引、⑦解約料、⑧不当請求@、⑨虚偽説明、⑩信用性	光ファイバー回線の接続契約に関する相談が目立つ。
①電話勧誘、②強引、③解約@、④利殖商法、⑤保証金等、⑥返金、⑦長時間勧誘、⑧ 説明不足、⑨プライバシー、⑩問題勧誘	投資用マンションの強引な電話勧誘に関する相談が多い。
①家庭訪販、②高価格・料金、③解約@、④クーリングオフ@、⑤強引、⑥販売目的隠匿、⑦次々販売、⑧返金、⑨虚偽説明、⑩電話勧誘	家庭訪販や次々販売などにより高価格なふとんを売りつけられたという相談が多い。
①解約@、②サイドビジネス商法、③返金、④電話勧誘、⑤クーリングオフ@、⑥信用性、⑦高価格・料金、⑧強引、⑨インターネット通販、⑩皮膚障害	サイドビジネス商法等の販売方法に関する相談が多い。皮膚に障害が生じた等の安全や品質に関する相談もある。
①補償、②クレーム処理、③ドライクリーニング、④紛失、⑤しみ、⑥変色、⑦伸縮、 ⑧他の接客対応、⑨裂け・亀裂、⑩風合	衣類の紛失や、しみ、変色、伸縮などのクリーニングの品質や補償に関する相談が 目立つ。
①電話勧誘、②利殖商法、③解約@、④虚偽説明、⑤返金、⑥信用性、⑦二次被害、⑧強引、⑨連絡不能、⑩儲からない	電話勧誘による未公開株の購入に関する相談が多い。
①解約@、②クレーム処理、③説明不足、④早期故障、⑤交換、⑥機能故障、⑦故障頻発、⑧他の接客対応、⑨修理代、⑩高価格・料金	クレームへの対応や事業者の説明不足に関する相談が目立つ。
①解約@、②高価格・料金、③アポイントメントセールス、④返金、⑤強引、⑥クーリングオフ@、⑦ダイヤモンド、⑧展示販売、⑨虚偽説明、⑩販売目的隠匿	アポイントメントセールス等、販売方法に関するトラブルが多い。契約者が男性の ケースも少なくない。
①クレジットカード、②解約@、③説明不足、④信用性、⑤プライバシー、⑥契約拒否、⑦不当請求@、⑧債権回収業者、⑨無断契約、⑩連絡不能	クレジットカードの入退会等に関する相談が目立つ。
①当選商法、②DM広告、③中華人民共和国、④カナダ、⑤信用性、⑥オーストラリア、⑦プライバシー、⑧強引、⑨法律違反、⑩虚偽説明	海外宝くじのDM広告の信用性に関する相談が多い。
①解約@、②高価格・料金、③虚偽説明、④家庭訪販、⑤職場訪販、⑥説明不足、⑦契約書・書面@、⑧約束不履行、⑨強引、⑩倒産	電話機やファックス機器等の通信機器や、複写機やパソコン等の事務機器などの リースサービスに関する相談が目立つ。自営・自由業者からの相談が多い。

(注3)2009年度から商品・役務分類を変更したことなどにより時系列での比較はできない。

(参考9) 2009年度の上位販売方法・手口別にみた相談の特徴

順位	販売方法·手口	件数	性別	男女別の(件数	頁向 平均年齢	契約当事者の特徴	平均契約金額(円) 平均既支払金額(円)	過去5年間の件数の推移 '05''06''07''08''09
-1	インターネット通販	131,166	男性	74, 480	37.0	20~40歳代	177, 067	
1	インケーイット通販	131,100	女性	55, 106	33. 9	給与生活者	72, 848	(注4)
2	家庭訪販	50,018	男性	18, 357	58.8	60歳以上、女性中心	1, 480, 987	82942
4	承灰町/ W	30,010	女性	30, 418	62. 3	無職、家事従事者	784, 527	49447
3	電話勧誘販売	49,474	男性	24, 194	52.9	30歳以上の各年代	1, 421, 857	70709
		77,777	女性	22, 766	57.8	給与生活者、家事従事者	989, 786	49261
4	ワンクリック請求	38,329	男性	26, 181	00.1	10~40歳代、男性中心	86, 992	
-	2 7 7 7 7 MII-14	00/027	女性	11,858		給与生活者	7, 529	(注4)
5	無料商法	29,700	男性	15, 458		20~40歳代	208, 411	37518
			女性	13, 856		給与生活者	68, 874	29393
6	マルチ取引	15,727	男性	5, 239		20歳以上の各年代	758, 975	24320
			女性	10, 114		給与生活者、家事従事者	697, 056	15727
7	サイドビジネス商法	15,714	男性	6, 084	10.1	20~60歳代、女性中心	787, 807	21763
			女性	9, 309		給与生活者、家事従事者	518, 950	
8	被害にあった人を勧誘(二 次被害)	11,264	男性	6, 571	10.0	30~40歳代、男性中心	1, 403, 713	28180
	(人似音)		女性	4, 499	01.0	給与生活者、家事従事者	853, 094	
9	販売目的隠匿	11,261	男性	3,650	10. 1	20歳代、60歳以上、女性中心	671, 365	24777
			女性	7, 205		給与生活者、家事従事者	258, 148	11261
10	次々販売	10,763	男性	3, 546	0	20歳代、70歳代以上、女性中心	2, 492, 341	18854
			女性	6, 973		無職、給与生活者	2, 058, 270	
11	利殖商法	10,520	男性	5, 389		40歳以上	6, 099, 662	10520
			女性	4, 967	01.0	無職、家事従事者、給与生活者	4, 831, 055	6106
12	当選商法	7,306	男性	4,032	00.0	60歳以上、男性中心	3, 374, 085	8656
			女性	2, 776		無職、家事従事者、給与生活者	153, 911	7306
13	インターネットオークション	6,891	男性	4, 167	00.0	20~40歳代	123, 217	(≥→ 4)
			女性	2, 596	01.1	給与生活者	79, 272	(注4)
14	かたり商法(身分詐称)	6,024	男性	2,007	01.0	30歳以上の各年代、女性中心	929, 641	17361
			女性	3, 532	00.1	家事従事者	275, 332	6024
15	点検商法	5,680	男性	1, 915	00.0	60歳以上、女性中心	500, 887	12820
			女性	3, 507		家事従事者、無職	159, 917	5537
16	アポイントメントセールス	4,430	男性	2, 483		20~30歳代	1, 326, 347	11630
			女性	1, 902		給与生活者	479, 394	
17	景品付販売	3,801	男性	1, 404	02.0	20歳以上の各年代、女性中心	282, 538	3801 2559
			女性	2, 325		家事従事者、無職、給与生活者	48, 800	
18	紹介販売	3,788	男性	1, 133		20歳代、50歳代以上、女性中心	1, 048, 171	5613 3788
			女性	2, 585		給与生活者、家事従事者	862, 004	
19	テレビショッピング	3,762	男性	986		50~70歳代、女性中心	31, 132	3762 1420
			女性	2, 741		家事従事者	21, 065	
20	代引配達	3,585	男性	1, 155	01.0	20歳以上の各年代、女性中心	38, 878	3582 1624
			女性	2, 371		給与生活者、家事従事者、無職	19, 548	4848
21	薬効をうたった勧誘	3,288	男性	767		60歳以上、女性中心	419, 802	3288
			女性	2, 458		家事従事者、無職の特別となった状態と	280, 945	6340
22	SF商法	3,202	男性	658		60歳以上、女性中心	405, 495	3202
			女性	2, 390		無職、家事従事者 20歳以上の各年代、女性中心	269, 575	
23	過量販売	3,172	男性	693	00.1		2, 270, 807	5489
			女性 男性	2, 436		給与生活者、無職、家事従事者	1, 728, 917	3172
24	業務提供誘引販売	2,860		888	10.0	20~30歳代、女性中心	529, 948	(注4)
			女性	1, 950		給与生活者、家事従事者	249, 840	
25	ネガティブ・オプション	2,548	男性	1, 067	02.0	60歳以上 無職、家事従事者	69, 351	6724
	(注1) 章 カは0010年5日十	ロナズの	女性	914		悪職、豕爭促爭者 に複数の販売方法・手口が含まれる均	3,690	2548

(注1)データは2010年5月末日までの登録分。なお、1件の相談に複数の販売方法・手口が含まれる場合は、各々に対し1件ずつカウントしている。

相談の特徴等
無料だと思いアダルト情報サイトなどに登録したところ料金を請求された相談や、 利用した覚えのないサイト利用料を請求された相談などが多い。
: 消費者が要請していないにもかかわらず、業者が家庭訪問し消費者を勧誘するケースがほとんどである。強引な勧誘や長時間に及ぶ勧誘など、問題が多い。
消費者が要請していないにもかかわらず、業者が電話により消費者を勧誘するケースがほとんどである。強引な勧誘や、虚偽説明、説明不足などの問題がみられる。
有料情報サイトの利用中やネットサーフィンをしている際に何かしらのボタンをク リックし、料金を請求されるケースが多い。未成年者からの相談も多い。
「無料」をうたったサイトを利用したところ、利用料を請求された相談などが多い。また、無料エステサービスを受けたところ商品やコースを契約させられた等の相談もある。
健康食品や化粧品に関する相談が多く、「説明されたようには儲からない」などの 相談がみられる。
解約・返金に関する相談のほかに、「説明されたようには儲からない」などの相談 がみられる。インターネットを介してビジネスを行うものの相談が目立つ。
以前契約をした商品・サービスについて「解約してあげる」「損を取り戻してあげる」などと電話で説明し、従前の被害の救済を装い金銭を支払わせるケースが多い。
家庭訪販や電話勧誘販売などで多く見られる。
家庭訪問での契約がきっかけとなることが多い。2009年度はふとんやエステ等の割合が減少し、株に関する相談が増加した。
金融商品に関する相談が多く、「儲からない」「返金されない」といった相談のほか、なかには詐欺まがいのものもある。
海外宝くじのダイレクトメールに関する相談が多いが、最近では「当選した」とい うメールが届き、クリックをしたりすると、サイトに登録となり代金を請求される 等の相談も目立つ。海外から不審な信書が届いたという相談も見られる。
解約、返金に関する相談の他には、「お金を振り込んだが連絡がとれなくなった」 「商品が届かない」などの相談が多い。
公的機関等をかたって架空請求をしてくる相談や、リースサービスでは大手電力会 社をかたりブレーカーや節電器に関するものが多い。
なかには公的機関をかたるケースもある。料金が高いという相談の他に、「このままでは危ない」と強引に契約をさせられたという悪質な相談も目立つ。浄水器の相談件数は年々減少傾向。
強引な勧誘や長時間に及ぶ勧誘など、問題が多い。2008年度と比較すると、ネックレスや複合会員サービスなどの件数は減少している。
消費者が解約しようとすると、販売業者が景品の返還を求めるケースもみられる。
知人からの誘いを断り切れずに契約したというケースもみられる。
健康食品や電気掃除機に関する相談が多く、内容では解約・返品に関する相談やイメージと違ったという相談が多い。
注文していないのに送られてきて支払ってしまうケースもある。
「効果がない」「症状が悪化した」などの相談もある。
公民館や民家、店舗等で開催される。「購入した商品が高い」「クーリングオフしたい」等の相談が目立つ。また、高齢者のトラブルが多い。
結果として不必要であったり、高額な契約にいたることもある。家庭訪問での契約がきっかけとなることが多い。
解約・返金に関する相談や「儲からない」という相談が多い。
届いてしまった商品の代金請求は振込みの場合や代引配達の場合がある。

- (注2)「家庭訪販」「代引配達」は販売方法に問題があるとカウントされたもののみを対象に集計した。
- (注3)「販売目的隠匿」には「アポイントメントセールス」は含まれていない。 (注4)2009年度からキーワード体系を変更したことなどにより時系列での比較はできない。